

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

ドローンの耐用年数について

《内容》

関与先のA社は、土地測量業で、今回、空撮測量のため、いわゆるドローンを60万円で購入しました。

本件ドローンは、5枚の回転翼があり、空撮専用の機能になっています。

今期の決算において減価償却資産としてどこに区分するかが不明で、耐用年数は何年を適用することになりますか。

『答』

本件ドローンは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の別表第一の「器具及び備品」の「4 光学機器及び写真製作機器」に掲げる「カメラ」に該当し、その耐用年数は5年となります。

(解説)

- 1 ドローンの定義としては、まず、航空法の第2条第1項において、「航空機」は、人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他政令で定める機器と規定されており、次に、同条第22項で、いわゆる、ドローンのような「無人航空機」とは、「航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他政令で定める機器であって構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦（プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。）により飛行させることができるもの（その重量その他の事由を勘案してその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）をいう。」と規定されています。
- 2 なお、国税庁の質疑応答事例において、このドローンのようなものに対しては、「航空機」とは別のものと捉え、税務上の耐用年数を判定する場合には、ドローンが航空の用に供されるものの人が乗れる構造となっていないことをもって、耐用年数省令別表第一の「航空機」には該当しないこととなるとの判断を示しています。

また、この質疑応答事例で照会されたドローンは、カメラの着脱が可能な機種ですが、カメラと移動手段とが一体となって設備を形成し、その固有の機能（空撮）を発揮するものであるとの理由から、それぞれを独立した減価償却資産として適用される耐用年数を判定するのは適当でないと判断して

おり、その上で、規模、構造、用途等を総合的に勘案した場合に、空中から写真撮影することを主たる目的とするドローンの場合は、写真撮影機能に移動手段を取り付けたものであるとして、耐用年数省令別表第一の「器具及び備品」の「4 光学機器及び写真製作機器」に掲げる「カメラ」に該当し、その耐用年数は5年となるとの判断を明らかにしています。

- 3 したがって、このような質疑応答事例の考え方から捉えますと、ご質問のドローンも、耐用年数省令別表第一の「器具及び備品」の「4 光学機器及び写真製作機器」に掲げる「カメラ」に該当し、その耐用年数は5年となると考えます。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。